

静岡県告示第 832 号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和2年12月18日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年12月18日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
沼津土肥線	沼津市西浦江梨字廣尾248番の9から 沼津市西浦江梨字廣尾248番の9まで	令和2年12月18日

=====

静岡県告示第833号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和2年12月18日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年12月18日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
菊川停車場伊達方線	菊川市西方字桜田 4465 番の 18 から 菊川市西方字桜田 4499 番の 4 まで	令和2年12月18日